

一時移転(OIL2超過)に係る指示文および公示文(福井県)

放射性物質放出後
UPZ一時移転

放射性物質放出後
UPZ一時移転

訓 練

指 示

平成28年8月27日10時00分

福井県知事 殿
高浜町長 殿
おおい町長 殿
小浜市長 殿
若狭町長 殿

原子力災害対策本部長
安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の福井県高浜町和田地区、おおい町本郷地区、佐分利地区、名田庄地区、小浜市西津地区、雲浜地区、小浜地区、国富地区、松永地区、口名田地区、宮川地区、遠敷地区、加斗地区、今富地区、中名田地区、内外海地区、若狭町三宅地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

訓 練

公 示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	福井県高浜町、おおい町、小浜市、若狭町
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成28年8月27日8時40分
	発生場所 関西電力株式会社高浜発電所3号機
	放射線等の状況 排気筒モニターの値：異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし
	被害状況： 平成28年8月27日7時45分、外部電源が喪失し、また非常用炉心冷却装置の作動が必要となる原子炉冷却材の漏洩事象が発生（原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生） 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能（原子力災害対策特別措置法第15条通報事象発生）
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の福井県高浜町和田地区、おおい町本郷地区、佐分利地区、名田庄地区、小浜市西津地区、雲浜地区、小浜地区、国富地区、松永地区、口名田地区、宮川地区、遠敷地区、加斗地区、今富地区、中名田地区、内外海地区、若狭町三宅地区の住民は安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

一時移転(OIL2)における避難の実施方針(案)
—福井県エリア(避難行動要支援者・住民)—

一時移転等の対象となる地区

- ・高浜町 和田地区、
- ・おおい町 本郷地区、佐分利地区、名田庄地区、
- ・小浜市 西津地区、雲浜地区、小浜地区、国富地区、松永地区、口名田地区、
宮川地区、遠敷地区、加斗地区、今富地区、中名田地区、内外海地区
- ・若狭町 三宅地区

一時移転等に際しての基本的考え方

【福井県関係市町】

- 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 高浜町和田地区、おおい町本郷地区、佐分利地区の住民は、京都府綾部市の綾部PA(あやべ球場)にて避難退域時検査を受け、兵庫県丹波市の丹波の森公苑を経由し、三田市消防本部への避難を実施。
- おおい町、小浜市、若狭町の一部の住民は、美浜町役場にて避難退域時検査を受け、敦賀市、鯖江市、越前市、越前町への避難を実施。
- 小浜市の小浜病院では、重篤患者の緊急搬送のため、実動部隊によりヘリでの避難を実施。
- 小浜市内の一部道路が通行不能となったことから、船舶により住民避難を実施。

【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

